

# 指名停止措置要領の改正について

## (1) 名称の変更



理由：公共調達是一般競争入札が原則であり、指名競争入札を前提とする指名停止という表現はなじまない。

## (2) 措置主体の変更



理由：入札手続きや契約の主体が知事であることとの整合性を図る。

## (3) 解除関係規定の改正

会社の役員や社員が逮捕されるなどにより入札参加停止を行った場合において、役員や社員のいずれもが不起訴や無罪とならない限り解除を行わない。  
併せて、解除を行うに当たっては、必ず入札参加停止審査会に諮る。  
※

理由：入札参加停止の解除要件をより厳しくする。解除手続きの客観性や透明性をより高める。

※入札参加停止審査会  
弁護士 2名、大学教授 2名で構成

## (4) 業務関連法令等違反に刑法を追加(別表2-7-(4))

業務関連法令等(業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令)違反の場合に加え、刑法違反(建設工事等の施工に当たり、安全管理措置が不適切であったことによるものに限る。)の場合についても、入札参加停止を行う。  
県内に本店を置く入札参加資格者等 3月  
県外に本店を置く入札参加資格者等 2月

理由：業務上必要な注意を怠ったことが法令違反となるという点において、刑法と業務関連法令等との扱いを区別する合理性がない。

## (5) 適用日

平成22年 1月 1日